



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 1

規 則

○ 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 8

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞

(1) 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）を引用している条文について、同令の一部改正に伴い規定を整理する。（附則第12条の2関係）

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）の適用対象となる自動車の範囲に、車輛総重量が7.5トンを超えるバス・トラックで平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを加えることとした。（附則第15条の2、附則第15条の4及び附則第19条関係）

2 沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞

平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の事業税の税率は、付加価値割については100分の1.2、資本割については100分の0.5、所得割について所得のうち年400万円以下の金額にあつては100分の1.9、所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額にあつては100分の2.7、所得のうち800万円を超える金額にあつては100分の3.6とする。（第49条及び附則第8条関係）

3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。＜附則第1項＞

4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。＜附則第2項及び第3項＞

条 例

沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第41号

沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(沖縄県税条例の一部改正)

第1条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第12条の2第2項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第7条第15項」を「附則第7条第14項」に、「附則第7条第16項」を「附則第7条第15項」に改める。

附則第15条の2第2項第2号ア(7)中「附則第4条の4第11項」を「附則第4条の4第12項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同号ウ(7)中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第17項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項で定めるもの

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項で定めるもの（この条において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第3項第1号ア中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第17項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項で定めるもの

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第4項第1号ア中「附則第4条の5第17項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第18項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第19項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第23項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第26項」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第25項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項で定めるもの

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第15条の2第5項中「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第27項」に改める。

附則第15条の4第1項第7号中「附則第12条の2の2第2項第5号ハ」を「附則第12条の2の2第2項第5号ニ」に改め、同条第2項第3号中「附則第15条の2第2項第2号ウ又はエ」を「附則第15条の2第2項第2号エ又はオ」に改め、同条第3項第3号中「附則第15条の2第3項第2号ウ又はエ」を「附則第15条の2第3項第2号エ又はオ」に改め、同条第4項第3号中「附則第15条の2第4項第2号ウ又はエ」を「附則第15条の2第4項第2号エ又はオ」に改める。

附則第19条第1項中「。次項において同じ」を削り、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項第2号中「、平成21年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきもの

として定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第1項で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に、「附則第5条の2第8項」を「附則第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を削り、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第5項で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第6項」に改め、同項第5号中「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第7項」に改め、同項の表第140条第1項第5号アの項、第140条第1項第5号イ(イ)の項及び第140条第3項の項中「附則第19条第5項」を「附則第19条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第8項」に、「第3項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第140条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第140条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
111,000円	55,500円	

第140条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第140条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第140条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第140条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第140条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第140条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円

	57,000円 64,000円	28,500円 32,000円
第140条第1項第3号イ	33,000円 41,000円 49,000円 57,000円 65,500円 74,000円 83,000円	16,500円 20,500円 24,500円 28,500円 33,000円 37,000円 41,500円
第140条第1項第4号	4,500円 6,000円	2,500円 3,000円
第140条第1項第5号ア	定められた額	附則第19条第3項の規定により読み替えて適用する同項の表の右欄に定める額
第140条第1項第5号イ(ア)	23,600円 27,600円 31,600円 36,000円 40,800円 46,400円 53,200円 61,200円 70,400円 88,800円	12,000円 14,000円 16,000円 18,000円 20,500円 23,500円 27,000円 31,000円 35,500円 44,500円
第140条第1項第5号イ(イ)	定められた額	附則第19条第3項の規定により読み替えて適用する同項の表の右欄に定める額
第140条第2項第1号	3,700円 4,700円 6,300円	1,800円 2,300円 3,200円

第140条第2項第2号		5,200円	2,600円
		6,300円	3,200円
		8,000円	4,000円
第140条第3項	同号の営業用の一般乗合用のものの額	附則第19条第3項の規定により読み替えて適用する同項の表第140条第1項第3号ア(ア)の項の右欄に定める額	

附則第19条第6項を同条第3項とし、同条第7項を削る。

(沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 沖縄県税条例等の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、沖縄県税条例第49条第1項第1号の改正規定中「100分の0.96」を「100分の1.2」に、「100分の0.4」を「100分の0.5」に、「100分の2.5」を「100分の1.9」に、「100分の3.7」を「100分の2.7」に、「100分の4.8」を「100分の3.6」に改め、同条第3項第1号の改正規定中「100分の0.96」を「100分の1.2」に、「100分の0.4」を「100分の0.5」に、「100分の4.8」を「100分の3.6」に改め、同条例附則第8条の改正規定中「100分の2.5」を「100分の1.9」に、「100分の0.9」を「100分の0.3」に、「100分の3.7」を「100分の2.7」に、「100分の1.4」を「100分の0.5」に、「100分の4.8」を「100分の3.6」に、「100分の1.9」を「100分の0.7」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第50号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条中「あん分率」を「^{あん}按分率」に改める。

第49条の次に次の1条を加える。

（条例第144条第2項に規定する知事が相当と認める書類）

第49条の2 条例第144条第2項に規定する知事が相当と認める書類は、同条第1項の規定により申告書又は報告書（以下この条において「申告書等」という。）を提出する者の次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 当該申告書等を提出する者が個人である場合 次に掲げるいずれかの書類

ア 住民票の写し（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号の記載のないものに限る。）

イ 印鑑登録証明書

ウ ア若しくはイに掲げる書類又は運転免許証を複写機により複写したもの

(2) 当該申告書等を提出する者が法人である場合 次に掲げるいずれかの書類

ア 登記事項証明書

イ 印鑑証明書

ウ ア又はイに掲げる書類を複写機により複写したもの

第174号様式中

古物営業の許可名義人
軽減額

を

古物営業の許可名義人	
軽減額	走行距離
	キロメートル
	キロメートル
	キロメートル
	キロメートル
	キロメートル
	キロメートル
	キロメートル
	キロメートル

に改め、

同様式注に次のように加える。

3 走行距離については、キロメートル単位で記載すること。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号